

(特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出)

第五条

法附則第三条第三号の届出は、平成三十一年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であつて平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一 学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの

イ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ 特定地域内における私立学校である大学の学部の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ 特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二 特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三 特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

（専門職大学等に関する経過措置）

第六条

法第十三条の規定は、平成三十五年十二月三十一日までに、法附則第三条第二号に規定する専門職大学等に係る前条各号に掲げる事項であつて平成三十六年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行つた場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

（法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備）

第七条

法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 特定地域内学部収容定員の増加に關し、内閣府令・文部科学省令で定めるところによ

り、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二 校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に關し、当該大学の設置者等が契約その他行為であつて内閣府令・文部科学省令で定めるものを行つてること。

附 則（平成三十一年九月二七日政令第二七二号）

この政令は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修業及び就業の促進に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年九月二八日政令第二七八号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。